

新旧対照表

(別紙 15)

【大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する取扱いについて
(平成 18 年 1 月 27 日財関第 94 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(相殺関税が課される特定貨物の納税申告の方法) 4 特定貨物に該当するDRAM等に係る法第 7 条第 1 項の規定による申告については、次により行わせるものとする。 ～ (省略) 航空貨物通関情報処理システム若しくは<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>又は税関手続申請システムを利用して輸入申告をする場合には、上記 から までの規定にかかわらず、「航空運送貨物電算関係税関関連業務事務処理要領(税関事務編・税関手続編)」若しくは「海上運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領(税関事務編・税関手続編)」又は「税関手続申請システム(CuPES)事務処理要領(税関事務編・税関手続編)」により取り扱うこととする。	(相殺関税が課される特定貨物の納税申告の方法) 4 特定貨物に該当するDRAM等に係る法第 7 条第 1 項(<u>((申告))</u>)の規定による申告については、次により行わせるものとする。 ～ (同左) 航空貨物通関情報処理システム若しくは<u>海上貨物通関情報処理システム</u>又は税関手続申請システムを利用して輸入申告をする場合には、上記 から までの規定にかかわらず、「航空運送貨物電算関係税関関連業務事務処理要領(税関事務編・税関手続編)」若しくは「海上運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領(税関事務編・税関手続編)」又は「税関手続申請システム(CuPES)事務処理要領(税関事務編・税関手続編)」により取り扱うこととする。